

## 省エネ家電買換え支援事業補助金 Q&A

Q.新しく設置する場合も補助の対象になりますか？

→既存の家電からの買換えのみが対象です。今回の事業は、家庭における電気代の節減を図る目的で実施していますので、ご理解をお願いします。

Q.事前申込期間が終わらないと買換えしてはいけないんですか？

→令和8年4月1日以降に買い換えた省エネ家電が対象となります。ただし、抽選で外れる場合もありますので、その場合補助金はもらえませんので注意が必要です。

Q.世帯主が入院中で申し込めないのに、代理でも申し込めますか？

→代理での申し込みも可能ですが、世帯を確認するため、世帯主の名前で申し込みをお願いいたします。

Q.購入する商品をまだ決めていませんが、決めてからでないと申し込めないんですか？

→具体的な商品が決まっていなくても大丈夫ですが、冷蔵庫・エアコン・照明器具のどれを買換えるかは決めておく必要があります。補助金希望額は、購入する家電の目安(予算)額に、1/3 を乗じて記載ください。

Q.2世帯で住んでいますが、それぞれ申込できますか？

→一つの建物で、玄関、台所、浴室、トイレ等を共有して生活している場合は、1世帯しか申込みできません。これらの設備が、独立している場合(いわゆる二世帯住宅)はそれぞれで申込できます。

Q.抽選で当たったのですが、やっぱり買い換えることをやめようと思っています。当たった権利を知り合いに譲っても大丈夫ですか？

→抽選は、申込みを行った中から、厳正な抽選により決定しています。権利を他の人に譲ることは、公平性の観点から認められません。

Q.購入費の支払いを、プレミアム商品券で支払っても大丈夫ですか？

→今回の事業とプレミアム商品券発行事業は国の物価高騰対策事業として同じ補助金を活用しているため、プレミアム商品券の使用はできません。

Q.今使っている冷蔵庫を家族にあげて、新しい冷蔵庫を購入しても大丈夫ですか？

→古い冷蔵庫が、適正に別の家庭で使用されていることが確認することが出来れば大丈夫です。譲渡前の設置場所での写真及び住所、譲渡先での設置場所の写真及び住所、譲渡された方の確認書が必要となります。なお、買い取り業者等へ売却した場合は、売却先と売却金額が確認できる書類(領収書等)が必要です。